

ロマンス詐欺に関する申し入れ

令和3年8月2日

LINE 株式会社 御中

参考送付

国民生活センター 御中

消費者庁 御中

総務省 御中

東京投資被害弁護士研究会

代表幹事 坂 勇一郎

事務局長 田上 潤

(連絡先)

東京都港区虎ノ門 2-3-22 第一秋山ビル 6階

ひかり総合法律事務所

TEL 03-3597-8701

FAX 03-3597-8140

連絡担当 葛山 弘輝

Mail



第1 申し入れの趣旨

現在多発しているマッチングアプリ経由でのロマンス詐欺被害の加害者の特定及び被害回復のために、弁護士会照会に応じるとともに、情報共有のための協議をお願いしたく、申し入れをいたします。

第2 申し入れの理由及び要望事項等

1 被害の実態

昨年くらいから、マッチングアプリで知り合った異性(外国人)とLINEなどでやりとりをしていると、投資を勧められ、サイトに登録・入金(暗号資産での送金や個人口座に振り込み)させ、最初は儲かっているが、お金を引き出せないようになり、税金などお金を引き出すためと称して次々に金銭を請求される、いわゆるマッチングアプリ経由でのロマンス詐欺被害(以下、「マッチングロマンス詐欺」という。)が多発しています。被害金額は数百

万円から数千万円になるケースも珍しくありません。

国民生活センター¹や消費者庁・金融庁・警察庁²からも注意喚起がされています。

東京投資被害弁護士研究会（以下「当研究会」という。）は、2004年4月に、東京の3つの弁護士会において消費者事件・投資被害の解決に取り組む弁護士間の申し合わせによって、「金融商品被害一般の理論・実務に関する研修、制度改正に関する意見提言、事件受任と配点等」を目的として設立された弁護士によって構成される任意団体であり、現在約180名の弁護士が所属して、投資被害の相談を受けています。マッチングロマンス詐欺に関して、これまで92件の相談を受けていますが、これは最近の全相談の3分の2程度を占め、この被害の広がりを鑑み、被害防止や被害回復のために、次のとおりの要望及び協議の申し入れを行います。

なお、上記92件、個別に調査できた42件について、判明しただけでも特定のマッチングアプリ経由が19件、マッチングアプリで知り合った後の連絡手段はLINEが31件を占め、決済方法としては暗号資産での支払いが15件・銀行口座振込が20件（重複あり）という結果でした。

2 要望事項

- (1) 当研究会としては、多発するマッチングロマンス詐欺被害の被害回復に努めているところですが、オンラインでのやり取りで完結するという被害態様から、加害者の特定及び被害回復が困難なケースが多数あるところでは。
- (2) そして、上述のとおり、多発するマッチングロマンス詐欺被害の多くは、LINEを利用して、やり取りがなされているものですが、貴社においては、LINEの登録者情報の開示を、一切おこなっていないものであるため、加害者の特定をすることが困難な状況にあります。
- (3) そこで、多発するマッチングロマンス詐欺を助長しないようにするためにも、被害回復に実効性を持たせるためにも、弁護士会照会に応じていただきたく、要望する次第です。なお、訴訟提起の上で調査嘱託の手続を取

¹ 「出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺にご注意をー恋話（コイバナ）がいつの間にかもうけ話にー」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_1.html

² 「暗号資産(仮想通貨)に関するトラブルにご注意ください!」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/

ることは、被害者に負担が掛かるうえ、時間を要するため、被害回復を困難とするものですから、弁護士会照会に対する、迅速な対応を求める次第です。

3 協議の申し入れ

以上のおり、近年被害が急増している詐欺事案において、被害者との連絡手段として貴社アプリが利用されている状況にあり、被害の防止と回復のため要望事項に対応していただくよう申し入れいたします。また貴社としても現在対応に取り組まれているところと思いますので、現状の情報共有として、一度当会との間で協議を行わせていただければと存じます。ご検討の程、よろしくお願いいたします。

以上